

庶務課 学校用務補助職員（会計年度任用職員）の募集について

江東区教育委員会庶務課では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1. 募集する職名および人数

学校用務補助職員（会計年度任用職員） 1 名

2. 勤務場所

江東区立第二南砂中学校（江東区南砂 1-2-18）

3. 職務内容

学校施設及び設備の維持管理、その他運営上必要な業務に関すること。

4. 応募資格（求められる能力）

- ・ 協調性があり、業務に対し強い責任感がある方
- ・ 服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方

5. 任用予定期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※任用期間は前後する可能性があります。

※条件付採用期間あり（原則 1 か月）

6. 勤務日数

週 2 日（火曜日、金曜日）

7. 勤務時間

8 時 30 分～15 時 15 分の間の 6 時間 45 分（休憩 45 分含む）

※開始・終了時間は中学校の実情により相談のうえ決定します。

※所定勤務時間を超える勤務：無

8. 報酬

時間額 1,334 円（令和 7 年 11 月時点）

※通勤費相当別途支給（上限 55,000 円/月）

9. 休暇等

年次有給休暇の付与はありません（任期 6 月未満のため）

10. 加入保険

無

※勤務時間や日数等によっては加入対象となる場合があります。

11. 応募方法

次の申込書を令和 7 年 12 月 2 日（火）17 時【必着】までに下記申込先宛郵送または持参してください。

【提出書類】

（1）「江東区会計年度任用職員申込書」（写真を必ず貼付）

※提出書類については、返却しません。

※郵送事故の責任は負いかねます。

12. 選考方法

第1次選考 書類審査

第2次選考 面接（書類選考終了後、別途お知らせします）

13. 注意事項

地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

14. 申込み・問い合わせ先

〒135-0083 江東区東陽 4-11-28（江東区役所 6階 1番窓口）

教育委員会事務局 庶務課学校職員係 泉

電話番号 03-3647-9172